

収 支 報 告 書

令和 6 年 分
(平成 年 月 日開催分)1 政治団体の名称 (ふりがな) りっけんみんしゅとうきょうとふだいろつくそうしぶ
立憲民主党京都府第6区総支部

2 主たる事務所の所在地 京都府城陽市平川茶屋裏58-1-2F

3 代表者の氏名 山井和則

4 会計責任者の氏名 宮地俊之

事務担当者

(氏名) 山下恵理子

(電話) 0774-54-0703

(氏名)

(電話)



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2
☒ 政党の支部	第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	国会議員関係政治団体の区分
☐ 有	☒ 政治資金規正法第19条の7第1項
☒ 無	第1号に係る国会議員関係政治団体
	☐ 政治資金規正法第19条の7第1項
	第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の種類	公職の種類 衆議院議員 (現職)
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の候補者の氏名 山井和則

資金管理団体の指定の期間	国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
令和 年 月 日から	令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで	令和 年 月 日まで
(注) 1月1日から12月31日までの場合は記入不要	(注) 1月1日から12月31日までの場合は記入不要

- 1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。
- 2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	17,729,167
(前年からの繰越額)	314,159
(本年の収入額)	17,415,008
支 出 総 額	17,278,633
翌年への繰越額	450,534

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	396,000
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	396

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附	1,769,000	
(うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,769,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計	1,769,000	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	備 考
立憲民主党本部	2,500,000	6.4.22	東京都千代田区永田町1-11-1	政党交付金
立憲民主党本部	2,500,000	6.7.22	東京都千代田区永田町1-11-1	政党交付金
立憲民主党本部	2,500,000	6.9.26	東京都千代田区永田町1-11-1	政党交付金
立憲民主党本部	5,000,000	6.10.7	東京都千代田区永田町1-11-1	政党交付金
立憲民主党本部	2,500,000	6.12.2	東京都千代田区永田町1-11-1	政党交付金
立憲民主党京都府総支部連合会	250,000	6.10.16	京都市上京区河原町通丸太町下る伊勢屋町406 マツラビル1階	
こ の 頁 の 小 計	15,250,000	(注)同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月 日順に記載し、「計」を入れて下さい。		
合 計	15,250,000			

(その6)

(6) その他の収入		
摘 要	金 額	備 考
こ の 頁 の 小 計	0	
1 件 10 万 円 未 満 の も の	8	
合 計	8	

- (注) ・ 収入年月日順に記載してください。
・ 備考欄には収入年月日を記載してください。

(その7)

(1, 2, 3 のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄 附 の 内 訳			寄附者の区分		
			1. 個人	2. 法人・その他の団体	3. 政治団体
寄 附 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあっては、主たる 事務所の所在地)	職業(団体にあって は、代表者の氏名)	備 考
山井 和則	600,000	6.1.10	宇治市宇治壺番38-2	衆議院議員	
山井 和則	600,000	6.2.9	宇治市宇治壺番38-2	衆議院議員	
山井 和則	500,000	6.3.8	宇治市宇治壺番38-2	衆議院議員	
こ の 頁 の 小 計	1,700,000	(注) 個人、法人その他の団体又は政治団体の区分を記載し、区分ごとに別葉としてください。			
そ の 他 の 寄 附	69,000	← (注) 同項目の記載が数ページにわたる場合は、最終ページのみに記載してください。			
合 計	1,769,000	← (注) 様式(その2)の寄附額と合致します。			

(注)○。特定寄附については、氏名の前に(特)と記載し、他の寄附と区別してください。(資金管理団体のみが対象となる寄附です。詳しくは記載要領7ページを御覧ください。)

○。同一の者からの寄附で明細を記載する場合は、寄附者ごとにまとめて年月日順に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費		
(1) 人 件 費	9,974,233	
(2) 光 熱 水 費	5,820	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	508,350	
(4) 事 務 所 費	3,435,425	
小 計	13,923,828	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	435,934	
(2) 選 挙 関 係 費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,517,871	ア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	2,470,871	
イ 宣 伝 事 業 費	47,000	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	401,000	401,000
(6) そ の 他 の 経 費	0	
小 計	3,354,805	401,000
合 計	17,278,633	

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	光熱水費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
この頁の小計	0				
その他の支出	5,820				
合 計	5,820				

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	備品・消耗品費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
ガソリン代	168,259	6.1.30	宇治石油株式会社 コスモネット大久保	宇治市大久保町北ノ山33-1	
ガソリン代	160,778	6.9.30	宇治石油株式会社 コスモネット大久保	宇治市大久保町北ノ山33-1	
ガソリン代	151,763	6.10.31	宇治石油株式会社 コスモネット大久保	宇治市大久保町北ノ山33-1	
街宣車修理代	24,200	6.9.12	株式会社 上村自動車	京田辺市東古森99	
この頁の小計	505,000				
その他の支出	3,350				
合計	508,350				

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（賃貸料）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
事務所家賃2月分	100,000	6.1.31	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃3月分	100,000	6.2.29	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃4月分	100,000	6.3.29	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃5月分	100,000	6.4.26	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃6月分	100,000	6.5.30	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃7月分	100,000	6.6.28	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃8月分	100,000	6.7.31	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃9月分	100,000	6.8.30	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃10月分	100,000	6.9.30	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃11月分	100,000	6.10.31	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃12月分	100,000	6.11.28	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
事務所家賃1月分	100,000	6.12.27	南 鏞三	宇治市榎島町北内3	
この頁の小計	1,200,000				
その他の支出	0				
合 計	1,200,000				

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）		
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考	
コピー機リース代	23,100	6.1.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.2.5	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.3.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.4.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.5.20	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.6.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.7.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.8.5	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.9.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.10.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.11.5	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
コピー機リース代	23,100	6.12.4	リコーリース株式会社京滋支店	京都市下京区四条通油小路西入ル藤本寄町26-1 朝日生命京都第二ビル3階	徴難	
切手代	16,800	6.4.3	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送代	16,296	6.2.19	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
郵送代	18,228	6.3.27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1		
この頁の小計	328,524	← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下) の支出を一括して記載してください。				
その他の支出						
合 計						

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（通信費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
郵送代	20,210	6.3.27	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代	762,025	6.10.23	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送代	808,350	6.10.24	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計	1,590,585				
その他の支出	59,075				
合 計	1,978,184				

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項目別区分	事務所費（事務管理費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
監査手数料	119,748	6.4.23	今西正二	宇治市広野町茶屋裏38-3 今西税経センタービル	振込
この頁の小計	119,748				
その他の支出	137,493				
合 計	257,241				

(注) 様式(その13)の項目中経常経費(人件費を除く。)の項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(注) このページは12月31日現在での資金管理団体の指定の有無又は国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出について記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費（行事・会議費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料	29,600	6.1.23	魚留	宇治市宇治妙楽60	
供花代	33,000	6.5.31	株式会社セレマ	京都市中京区西ノ京中御門東町134	
この頁の小計	62,600				
その他の支出	6,334				
合計	68,934				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 (大会費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備 考
会場使用代	92,400	6.6.25	株式会社セレマ 迎賓館シェーナ	宇治市宇治樋ノ尻88	
ペットボトル代	19,800	6.7.24	一般財団法人 和東町活性化センター	相楽郡和東町白栖大峽間35	
こ の 頁 の 小 計	112,200				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	112,200				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費 (渉外費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考
業務委託費	80,000	6.1.25	木津川相楽政策研究会	木津川市木津南後背100-11	
業務委託費	80,000	6.2.25	木津川相楽政策研究会	木津川市木津南後背100-11	
活動支援費	20,000	6.2.28	京都東山ボーイズ	京都市伏見区羽束師菱川町260-2 黒川ビル2階西側	振込
議員会員費	55,000	6.10.2	特別非営利活動法人 ドットジェイビー	東京都千代田区麹町2-10-2 プレミアムオフィス麹町304	
こ の 頁 の 小 計	235,000				
そ の 他 の 支 出	0				
合 計	235,000				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	組織活動費（会合費）	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
ペットボトル代	19,800	6.4.11	一般財団法人 和東町活性化センター	相楽郡和東町白栖大峽間35	
この頁の小計	19,800				
その他の支出	0				
合計	19,800				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別業としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費（制作費・印刷費）←	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
印刷代	583,000	6.4.25	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	95,700	6.4.25	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	627,000	6.7.26	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	222,750	6.7.26	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	363,000	6.11.15	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	42,900	6.11.15	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
印刷代	26,400	6.11.15	城南印刷所	城陽市平川横道8-19	
この頁の小計	1,960,750	(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。			
その他の支出	0	← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。			
合計	1,960,750				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	機関紙誌の発行事業費 (発送費)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考
郵送料	38,763	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	48,472	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	60,809	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	123,194	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	12,994	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	16,133	6.7.2	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵送料	200,600	6.7.5	日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町2-3-1	
こ の 頁 の 小 計	500,965	(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごと に記載し、それぞれ別葉としてください。			
そ の 他 の 支 出	9,156	← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下) の支出を一括して記載してください。			
合 計	510,121				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	宣伝事業費	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団 体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつ ては、主たる事務所の所在地)	備 考
広告代	44,000	6.8.1	株式会社洛タイ新報	宇治市宇治里尻81-3	
こ の 頁 の 小 計	44,000				
そ の 他 の 支 出	3,000				
合 計	47,000				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項目別区分	寄附・交付金 (寄附)	
支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名(団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
寄附	166,000	6.11.20	田中美貴子「宇治・久御山」後援会	宇治市槇島町落合97-60	
寄附	35,000	6.11.20	服部正後援会	宇治市白川山本2-4	
寄附	35,000	6.11.20	あいはら佳代子後援会	城陽市富野南垣内1-50	
寄附	42,000	6.11.20	福田佐世子政経調査会	八幡市戸津北小路71.72合地	
寄附	45,000	6.11.20	小川直人後援会	八幡市八幡三本橋60-33	
寄附	23,000	6.11.20	木村たけひさ後援会	綴喜郡井手町井手浜田19	
寄附	31,000	6.11.20	福井平和後援会	木津川市山城町椿井坂ノ下3	
寄附	14,000	6.11.20	大野みどり後援会	相楽郡精華町光台8-30-21	
こ の 頁 の 小 計	391,000				
そ の 他 の 支 出	10,000				
合 計	401,000				

(注) 様式(その13)の項目中政治活動費の細項目ごとに記載し、それぞれ別葉としてください。

← (注) 同項目の1件5万円未満(国会議員関係政治団体は1件1万円以下)の支出を一括して記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注)。「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。

。すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

1 領 収 書 等 の 写 し

2 政 治 資 金 監 査 報 告 書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 7年 1月 31日

政治団体の名称

立憲民主党京都府第6区総支部

会計責任者の氏名

宮地俊之

(代表者の氏名



(印)

(注) 「(代表者の氏名 (印))」は、解散に伴う収支報告書の場合のみ、
記名・押印又は署名をしてください。(解散時以外は記入しないでください。)

(注) 記名・押印又は署名をしてください。

政治資金監査報告書

令和7年1月31日

立憲民主党京都府第6区総支部

代表 山井 和則 殿

登録政治資金監査人 今西 正二

登録番号 第 3375 号

研修修了年月日 平成22年1月26日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党京都府第6区総支部の令和6年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、立憲民主党京都府第6区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かつた支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かつた支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党京都府第6区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、立憲民主党京都府第6区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以 上